

岩手県告示第448号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成28年5月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 曾慶川

2 指定区間

(1) 左岸 一関市大東町摺沢字但馬崎77番5地先（田端橋）から一関市大東町摺沢字川口122番5地先（砂鉄川合流点）まで

(2) 右岸 一関市大東町摺沢字八幡前9番1地先（田端橋）から一関市大東町摺沢字雲南田33番地先（砂鉄川合流点）まで